

2016 憲法のつどい・ひろしま 個人の尊厳の尊重から、 憲法の価値を考えよう

生後7か月で脊髄性小児麻痺（ポリオ）に感染し、5歳から肢体不自由児施設・若草園（現東広島市、当時広島市）や養護学校（福山養護学校〔現特別支援学校〕中等部）で学んでこられた横藤田先生。「みんなと違う自分」を意識するなかで、憲法が個人の苦しみに無関心ではないと知り感動しました。

自民党の憲法草案では、第13条が、「個人として」から「人として」に変わっています。

社会には、多数意見に隠れ、不利な立場の少数者が、個人として誇りを持って生きることすら否定される場面があります。その現実を知り、憲法が保障する平等や自由の意味を考えてみましょう。

一人一人の「個人」が消えてしまう前に…。

第13条 個人の尊重
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。



広島大学大学院社会科学部研究科教授

講師 横藤田 誠さん

よこふじた まこと

1956年、福山市生まれ。広島大学政経学部法律政治学科卒業。広島大学大学院社会科学部研究科法律学専攻博士後期課程単位修得。宇部短期大学講師・助教授、広島国際大学医療福祉学部助教授・教授を経て、2006年から、広島大学大学院社会科学部研究科法政システム専攻（政策法務講座）教授。憲法・民事法専攻。研究テーマは「不利な立場にある人々の人権」。

著書は『法廷のなかの精神疾患—アメリカの経験—』（日本評論社、2002年）、『裁判所は「権利の砦」たりうるか』（編著、成文堂、2011年）、『人権入門 憲法／人権／マイノリティ』（共著、法律文化社、2008年〔第2版 2011年〕）、『謎解き 日本国憲法』（共著、有信堂、2010年〔第2版 2016年〕）など。得意言語は広島弁。好きなものは広島カープとたこわさび。嫌いなものは権威主義とピーマン。

日時

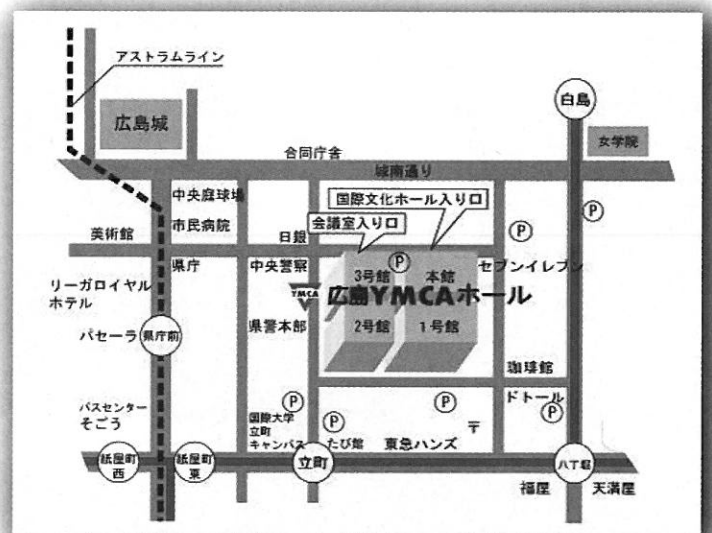
11月3日（木・祝）

13:30～15:30（開場 13:00）

会場

広島YMCA
国際文化ホール

広島市中区八丁堀 7-11 3号館地下



主催 広島県9条ネットワーク

連絡先：石口俊一法律事務所 T 082-222-0072
広島市中区八丁堀 4-24-5F

共催 ひろしま医療人・九条の会

連絡先：広島県保険医協会 T 082-262-5424
広島市南区金屋町 2-15-4F